

## 資料2

### 入間市立図書館設置及び管理条例新旧対照表

改正案	現 行
(設置)  第1条 図書館法（昭和25年法律第118号） <u>第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。</u>	(設置)  第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。） <u>第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。</u>  <u>(教育委員会による管理)</u>  <u>第4条 入間市立図書館（以下「本館」という。）は、入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u>  <u>(指定管理者による管理)</u>  <u>第4条 入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、入間市立図書館（以下「本館」という。）、入間市立図書館西武分館、入間市立図書館金子分館及び入間市立図書館藤沢分館（以下これらを「分館」という。）並びにライブラリーの管理を行わせるものとする。</u>  <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u>  <u>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u>  (1) <u>本館及び分館の図書館奉仕</u> (2) <u>本館及び分館の維持管理に関する業務</u> (3)～(5) 略  <u>(職員等)</u>  <u>第6条 本館に館長その他必要な職員を、分館に必要な職員を置く。</u>  <u>(休館日)</u>  <u>第7条 略</u>
2 指定管理者は、前項の休館日のほか、本館、	  <u>2 教育委員会は、前項の休館日のほか、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</u>  <u>3 指定管理者は、第1項の休館日のほか、分館</u>

<p>分館及びライブラリー(以下「本館等」という。)の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(利用時間)</p>	<p>又はライブラリーの管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(利用時間)</p>
<p><u>第8条 略</u></p> <p>2 指定管理者は、本館等の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等の利用時間を変更することができる。</p> <p>(利用の禁止等)</p>	<p>2 館長は、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の利用時間を変更することができる。</p> <p>3 指定管理者は、分館又はライブラリーの管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの利用時間を変更することができる。</p> <p>(利用の禁止等)</p>
<p><u>第9条</u> 指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p><u>第10条</u> 館長又は指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。</p> <p>2 館長又は指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p><u>第10条 略</u></p> <p>(貸出し)</p>	<p><u>第11条 略</u></p> <p>(貸出し)</p>
<p><u>第11条</u> 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めた者</p>	<p><u>第12条</u> 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、<u>館長又は指定管理者</u>が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、<u>館長又は指定管理者</u>が特に必要と認めた者</p>

3 略	3 略
<u>第12条・第13条</u> 略 (協議会)	<u>第13条・第14条</u> 略 (協議会)
<u>第14条</u> 本館及び分館の円滑な運営を図るため、 入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。	<u>第15条</u> 法第14条第1項の規定に基づき_____、 入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
<u>第15条</u> 協議会は、本館等の運営及び本館及び分 館が行う図書館奉仕について、教育委員会に対 して_____意見を述 べる機関とする。	<u>第16条</u> 協議会は、本館及び分館の運営に関し、 館長の諮問に応ずるとともに、本館及び分館の 行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述 べる機関とする。
<u>第16条～第19条</u> 略 (庶務)	<u>第17条～第20条</u> 略 (庶務)
<u>第20条</u> 協議会の庶務は、社会教育課において処 理する。	<u>第21条</u> 協議会の庶務は、本館_____において処 理する。
<u>第21条</u> 略	<u>第22条</u> 略